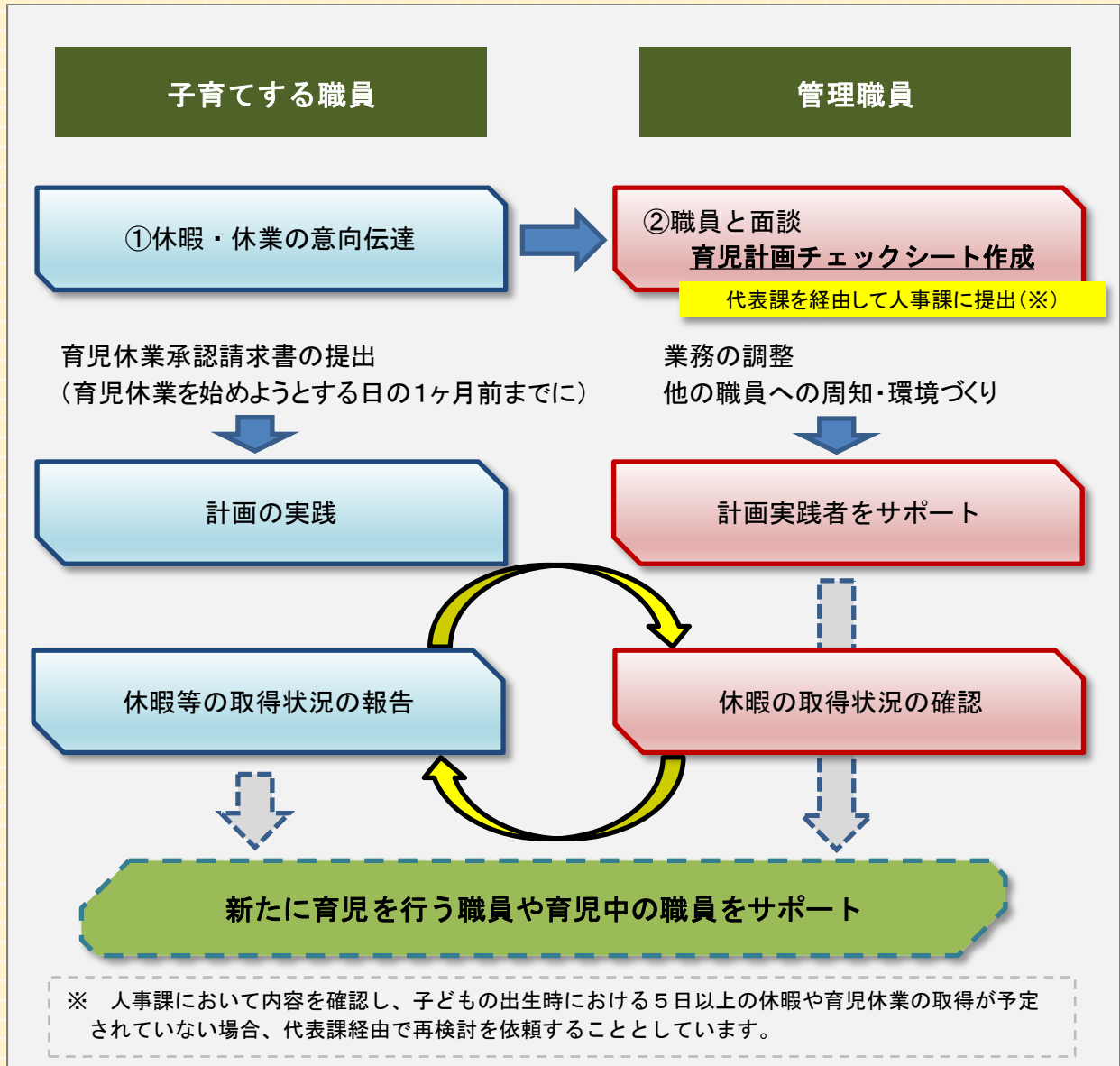


制度概要編

子育て支援制度を活用してみる！

☞ 父親になることがわかった場合、できるだけ早く管理職員等に報告しましょう！
管理職員は、男性職員と面談を行い、育児計画チェックシートを作成します。
 希望を反映させるためにも、できるだけ早期に休暇・休業の意向を伝えましょう！

★育児計画チェックシートの流れ



～これは知っ得！ポイント～

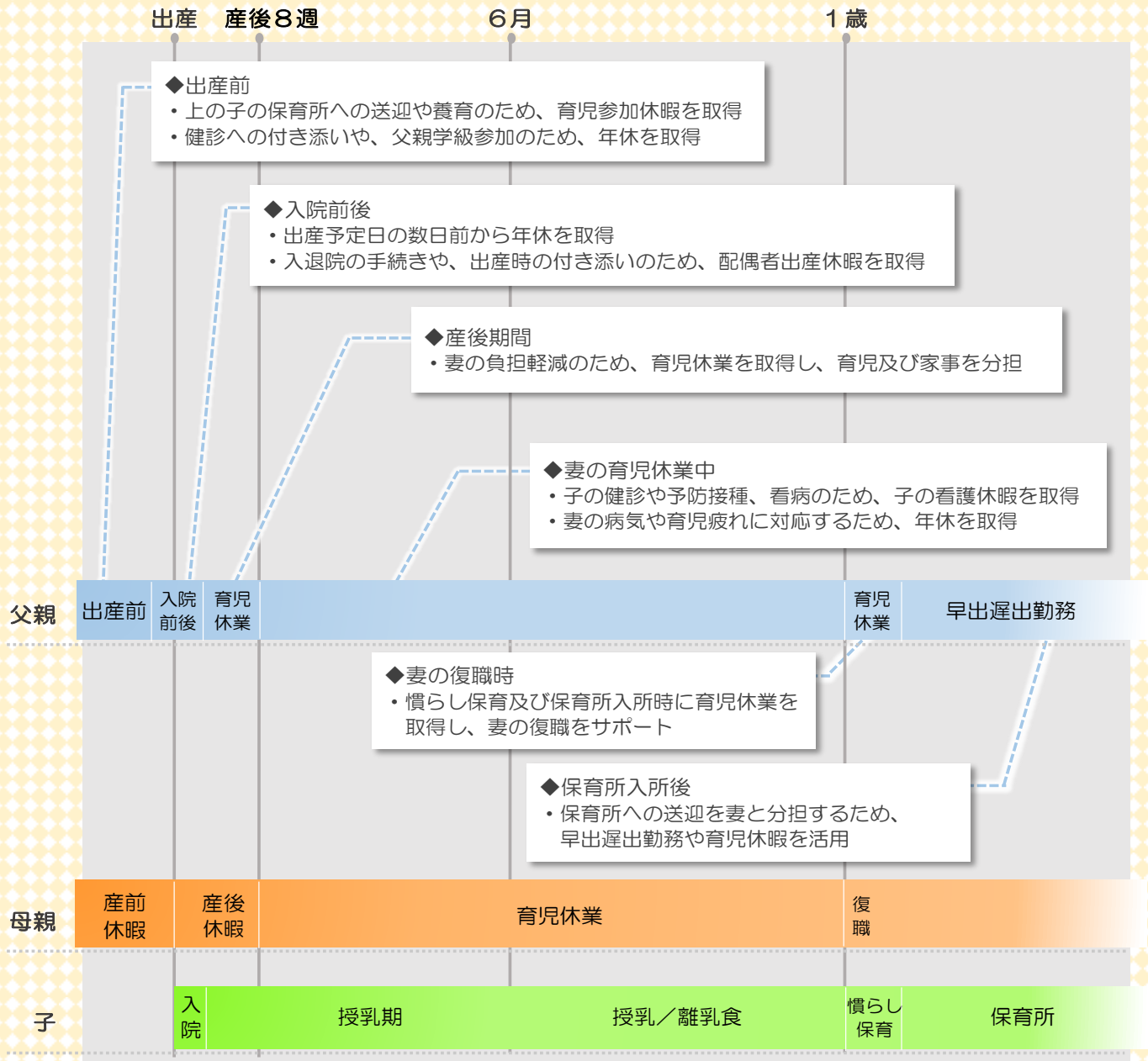
・育児計画チェックシートってなに？

出産予定日の1～2ヶ月前から子の出生後まで、職員をフォローアップするために管理職員が作成するスケジュール表のことで、**男性職員に子どもが生まれる場合、管理職員は必ず作成し、代表課を経由して人事課に提出しなければなりません。**

育児に伴う休暇・休業の取得について、子どもが生まれる男性職員の意向を管理職員が面談の中で確認しながら作成するので、相互のコミュニケーションの促進にも繋がります。1ヶ月以上の取得を促すこととしています。

子育て支援制度を活用してみる！

★男性職員の育児休業の取得例を見てみましょう！



～これは知っ得！ポイント～

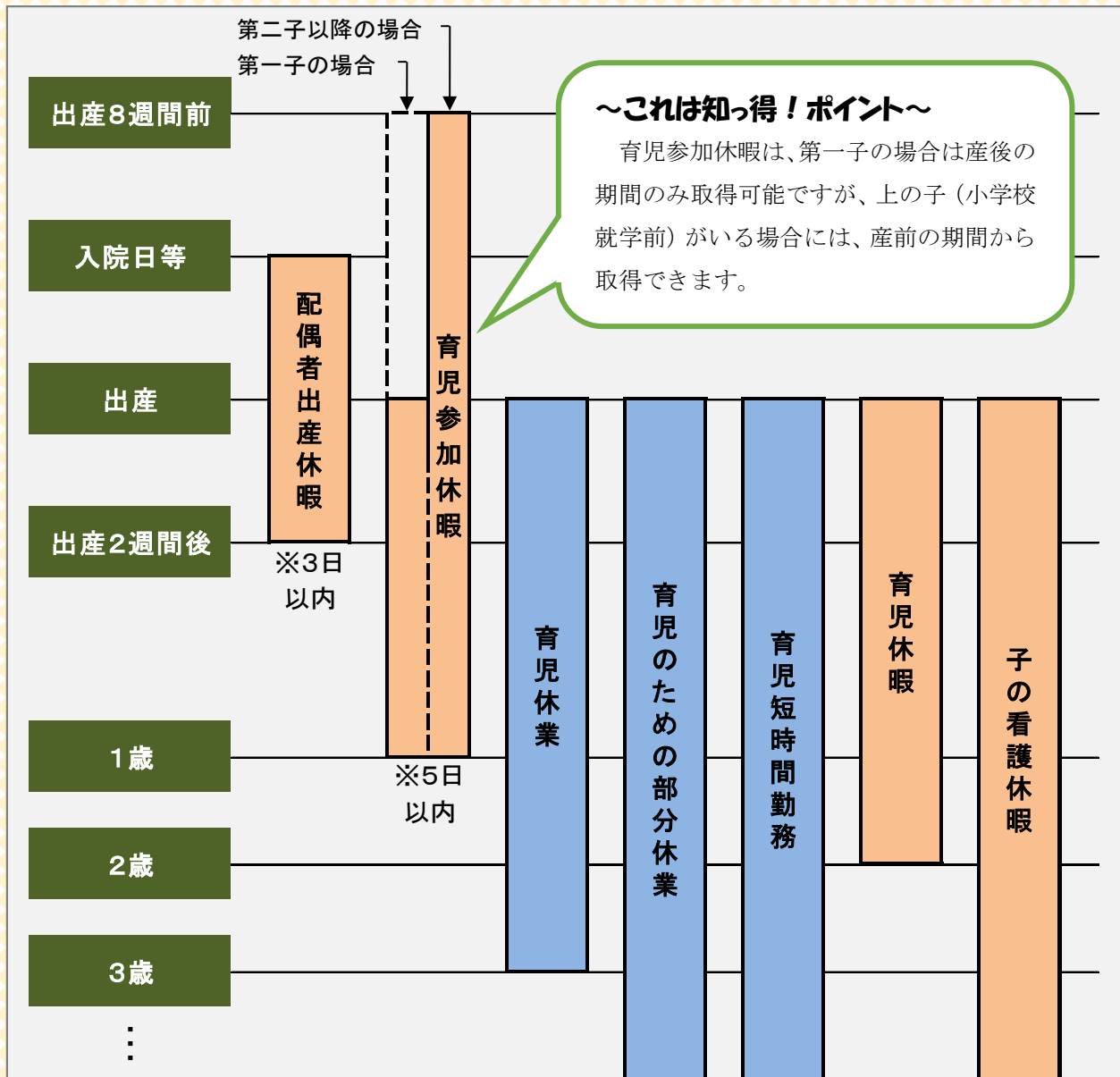
・取得は自分達に合った時期に！

家庭における養育環境や生まれる子どもが第一子か、第二子か、双子などの多胎かなどによっても、男性職員が育児を担う時期が変わってきます。

また、早産により出産が早まる場合もあるため、なるべく早く配偶者（妻）と休暇や休業のタイミング等を話し合っておくことをお勧めします。

男性職員が利用できる子育て支援制度って何があるの？

- ☞ 育児休業のほか、配偶者出産休暇などの休暇制度があります。取得できる時期は、次のとおりです。



～これは知っ得！ポイント～

育児短時間勤務、育児のための部分休業は、子どもの小学校就学前（満6歳に達する日以後の最初の3月31日）まで取得できます。

💡 休業の上手な活用

育児休業の後に部分休業を取得することができます。
※育児休業と重ならないこと

男性職員が利用できる子育て支援制度って何があるの？

☞ 休暇制度(有給)

制度名	制度概要	有給
配偶者出産休暇	配偶者の出産に係る入退院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話等のために取得できる。	
	→ 入院等の日～出産後2週間までの間に3日以内	
育児参加休暇	配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をするために取得できる	
	→ 出産予定日の8週間前から出産日以後1年の間に5日以内 第1子の場合は産後1年間のみ取得可能	
育児休暇	生後2年に達しない子を有する職員が、子を養育する場合	
	→ 1日2回合わせて2時間以内で取得できる (※夫婦で職員の方は両者を合わせて1日2時間以内)	
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の通院付添いや看病などの看護をする場合、又は子に予防接種を受けさせる場合 (※中学生は医師の指示が必要)	
	→ 1年のうち、子ども1人につき5日以内。上限15日以内	

☞ 休業制度(無給)

制度名	制度概要	無給
育児休業	3歳未満の子を養育するために一定期間勤務しないことができる制度	
	→ 原則2回 (この他に、子の出生後8週間以内に、育児休業を2回まで取得可能)	
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する時、職員が希望する日及び時間帯で勤務できる制度	
	→ 常勤職員のまま、1週間19時間25分から24時間35分までの数パターンの勤務形態で勤務	
育児のための部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき取得できる制度	
	→ 勤務時間の始め又は終わりに、1日当たり2時間以内で休業	

～これは知っ得！ポイント～

・有給と無給

育児休業は、配偶者出産休暇など取得期間に限りのある有給休暇を適宜取得した上で、取得しましょう！

(手当金(次ページ以降参照)の支給はありますが、給与相当額には満たないため)

育児休業中の給与ってどうなるの？(その1)

- ☞ 育児休業期間中、給与（給料、諸手当）は支給されません。
 期末・勤勉手当は、基準日に育児休業中であっても、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務実績があれば支給されます。

★主任級30歳、妻と2人暮らしの収入をシュミレーションしてみましょう！

北海道職員の育児休業 収入シュミレーションシート

別添6

2023年10月版

総務部人事局人事課

【注】本シートでは、子の1歳の誕生日の前日までに取得する最初の育休期間について、試算ができます。

☞ ご自身の給与明細等をご用意の上、以下の黄色セルに必要事項をご記入ください

育休開始年月日	2023/12/1 (金)	育休終了年月日	2023/12/31 (日)	
月額	標準報酬月額（短期）	320,000 円	給料月額	253,400 円
	諸手当額（時間外勤務手当等、通勤手当を除く）	47,102 円	実績手当額	23,496 円
	社会保険料額	46,195 円	所得税額	7,540 円
	住民税額	15,000 円		
期末 勤勉	期末手当支給額 （社会保険料等控除前）	325,935 円	期末・勤勉手当支給時の社会保険料の金額	85,749 円
	勤勉手当支給額 （社会保険料等控除前）	268,730 円	所得税額	31,176 円

- ※ 育休終了日は、子の出生から1年間までの日としてください。
- ※ ご自身の標準報酬月額、給料月額、社会保険料、実績手当額は、直近の給与明細をご確認ください。また、期末・勤勉手当支給額及び期末・勤勉手当支給時の社会保険料は、同手当の支給明細をご確認ください。
- ※ 実績手当には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当が含まれます。
- ※ 実績手当には、直近の給与明細に記載の金額のほか、任意の月の手当額を記入することも可能です。
- ※ 諸手当には、例えば、地域手当、扶養手当、住居手当などが該当します。給与明細に記載されている手当総額から実績手当額及び通勤手当額を除いた金額を記入してください。
- ※ 社会保険料には、例えば、共済短期掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金、介護掛金などが該当します。給与明細に記載の各保険料額を全て合計した金額を記入してください。

～これは知って得！ポイント～

「北海道職員の育児休業収入シュミレーションシート」※で、休業期間中の収入が計算できます。まずは、ご自身の給与明細等を準備しましょう！

※シュミレーションシートはこちら

⇒ X:¥010_総務部¥070_人事課¥06_服務制度係¥05 子育て支援¥03 サポートブック

育児休業中の給与ってどうなるの？(その2)

★主任級30歳、妻と2人暮らしの収入はこうなります！～俸給等関係～

🗨️ 試算結果

＜試算結果に関する留意事項＞

- 以下の結果は、前ページにおいて記入された情報に基づき算出しています。
- 給料等は、月の支給額を仮に毎月22日を分母に日割りし、育児休業取得期間に応じて算出しています。
- 直近の給与明細等の額が試算期間中も継続する前提で試算していますので、試算期間中の給与額の変動や制度の改正等は加味していません。
- 試算結果はあくまで便宜的なものであり、誤差が生じ得ることに留意してください。

＜基礎情報＞

育児取得期間	31 日間 (2023/12/1 ~ 2023/12/31)	手当金の支給対象日数	21 日
育児休業手当金支給額	育休1～180日まで	日額	9,748 円
	育休180日～	日額	7,275 円

※支給額は、180日までは標準報酬日額の67/100、181日以降は標準報酬日額の50/100。ただし、雇用保険給付相当額(67/100相当：14,097円、50/100相当：10,520円。毎年8月1日に改定)が支給上限。

＜俸給等関係＞

育児休業期間中の通算額

(単位：円)

項目	育休を取得しない場合	育休を取得した場合	差額
(支給額) 給料・諸手当・実績手当等	309,271	0	▲ 309,271
(支給額) 育児休業手当金	0	204,708	204,708
(控除額) 社会保険料	▲ 46,195	0	46,195
合計	263,076	204,708	▲ 58,368
(参考) 所得税額	▲ 7,197	※下記＜税金関係＞参照	※下記＜税金関係＞参照
(参考) 住民税額	▲ 15,000	※下記＜税金関係＞参照	※下記＜税金関係＞参照

※育休を取得しない場合の給料・諸手当・実績手当等及び所得税額については、便宜上、入力された月額を22日で割った額を単位として、育休期間中の10日以外の日数分を乗じて算出しています。また、社会保険料(共済費)は満額徴収するものとして計算しています。住民税は、育休終了予定日の属する月までの通算額を表示しています。

※月末日が休業期間に含まれる場合に加え、同月内に14日以上育児休業を取得した場合には、当該月の社会保険料が免除されます。なお、試算上は月末日に社会保険料を支払うものとしています。

※所得税額・住民税額の「育休を取得した場合」の額については、個人ごとに課税状況が異なるため、シミュレーションの対象としていません。

～これは知っ得！ポイント～

・無給期間中は育児休業手当金が支給される！

育児休業手当金は組合員が1歳に満たない子を養育するため育児休業を取得したときに支給されます。

1日当たり支給額は次のとおりです。

- ・180日に達するまでの支給割合：標準報酬の日額×67/100
- ・残りの期間の支給割合：標準報酬の日額×50/100

育児休業中の給与ってどうなるの？(その3)

★主任級30歳、妻と2人暮らしの収入はこうなります！～期末・勤勉手当関係～

試算結果

＜期末・勤勉手当関係＞

(単位：円)

項目		育休を取得しない場合	育休を取得した場合	差額
期間① 2023年12月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	594,665	594,665	0
	(控除額) 社会保険料	▲ 85,749	▲ 85,749	0
期間② 2024年6月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	594,665	594,665	0
	(控除額) 社会保険料	▲ 85,749	▲ 85,749	0
期間③ 2024年12月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	594,665	594,665	0
	(控除額) 社会保険料	▲ 85,749	▲ 85,749	0
期間④ 2025年6月支給時	(支給額) 期末・勤勉手当金	594,665	594,665	0
	(控除額) 社会保険料	▲ 85,749	▲ 85,749	0
合計		2,035,664	2,035,664	0
(参考) 所得税額(期間中の合計額)		▲ 124,704	▲ 124,704	—

※休業期間が1月(歴日数)を超える場合には、当該月に支給される期末・勤勉手当に係る社会保険料が免除されます。
 ※所得税額の育休を取得した場合の額については、便宜上、育休を取得しない場合とした場合の期末・勤勉手当額の減額の割合を算出し、育休を取得しない場合の所得税額に乗じて算出しています。

＜税金関係＞

- 税金については参考値を記載しておりますが、住民税・所得税についての育児休業中の一般的な取扱いは以下のとおりです。
 - 住民税：前年度所得に対して課税されるため、育児休業中も引き続き原則として従前の額を支払う必要があります。なお、給与の減は次の年の課税に反映されます。
 - 所得税：税率や年末調整等、個人ごとに状況が大きく異なるので、育休期間中の取扱いについて一概には言えないものの、育児休業手当金は非課税であるため、育児休業手当金以外の収入がない期間は、所得税の支払は生じません。

～これは知っ得！ポイント～

・1箇月を超えない育児休業は期末・勤勉手当に影響しない!?

期末・勤勉手当は、その基準日(6月1日と12月1日)に育児休業中であっても、基準日以前6箇月以内の期間において勤務実績があれば支給されます。

育児休業の期間が1箇月を超える場合、期末手当は1/2、勤勉手当は全期間除算されません。

【期間の考え方】

9月1日～9月30日	} 1箇月を超えない	9月1日～10月1日	} 1箇月を超える
1月5日～2月4日		1月5日～2月5日	

資料編

北海道職員の子育て支援制度の概要

番号	制度の名称	制度・ 手続等	対象者		取得できる場合・期間など
			女性	男性	
1	妊娠出産後の通院	免除	○		妊娠中及び出産後において、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける際に、勤務が免除される制度（妊娠期間等により、その取得可能回数が異なる。）
2	妊娠障害休暇	特別 休暇	○		つわり等の妊娠中の障害により勤務が困難であるときに取得できる休暇（妊娠中において、14日以内、分単位で取得可能）
3	妊娠中の通勤緩和	免除	○		交通機関の混雑により母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に勤務を免除（勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日当たり合計1時間以内を限度）
4	妊娠中の休憩	免除	○		業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合、適宜休憩又は補食をするために必要な時間（その都度必要と認める期間）勤務が免除される制度
5	産前休暇	特別 休暇	○		出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前から出産日まで取得できる休暇
6	産後休暇	特別 休暇	○		出産日の翌日から8週間を経過する日までの間の休暇（6週間を経過した職員が申し出た場合で、医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除き、就業できない。）
7	配偶者出産休暇	特別 休暇		○	配偶者の出産に係る入退院の付き添い等を行うために取得できる休暇（出産等のため配偶者が入院する等の日から出産の日後2週間までの間に3日以内、時間単位で取得可能）
8	育児参加休暇	特別 休暇		○	配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をするために取得できる休暇（配偶者の出産予定日の8週間前から出産の日以後1年の間に5日以内、時間単位で取得可能） ※生まれてくる子が第1子の場合は、出産後1年間のみ取得可能
9	育児休業	休業 (※)	○	○	3歳未満の子を養育するために一定期間勤務しないことができる制度 育児休業期間中は無給となるが、その間、次の支援措置を受けることができる。 ただし、申し込んでいた保育園に入所できなかった等の場合は、1歳6ヶ月まで支給可 ①子が1歳になるまで「育児休業手当金」の支給（最大で月の給与の半額前後の支給） ②共済掛金等の免除
10	育児短時間勤務	休業 (※)	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき、職員が希望する日及び時間帯で勤務できる制度（あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択）
11	育児のための部分休業	休業 (※)	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき取得できる制度（勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日当たり合計2時間以内で取得可能）
12	育児休暇	特別 休暇	○	○	生後2年に達しない子を有する職員が、子を養育する場合（主に子の保育施設への送り迎えなど）に取得できる休暇（1日当たり合計2時間以内、30分単位で取得可能）
13	子の看護休暇	特別 休暇	○	○	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の通院付添いや看病などの看護をする場合に取得できる休暇（子どもの人数に関係なく、配偶者が主婦(夫)等でも、年5日以内、時間単位で取得可能） ※中学生は医師の指示がある場合に取得可能
14	子の予防接種	免除	○	○	小学校就学の始期に達するまでの子に法的義務がある予防接種を受けさせる場合に必要な時間（その都度1日以内）の勤務を免除する制度
15	育児を行う職員の早出遅出勤務	割振 変更	○	○	小学校就学前の子を養育する職員又は学童保育施設に託児している小学生の子を迎えに行く職員が始業又は終業時刻の繰上げ又は繰下げをできる制度（午前7時～午後10時の間）
16	妊産婦の勤務制限	所属長 へ口頭 請求	○		妊産婦（妊娠中又は産後1年を経過しない女性）である女性職員の深夜勤務、時間外勤務、休日勤務を制限する制度（妊産婦の期間が対象）
17	妊産婦の業務の軽減措置等	所属長 へ請求 書を提出	○		妊産婦（妊娠中又は産後1年を経過しない女性）である女性職員の業務の軽減又は軽易な業務に就かせることを認める制度（妊産婦の期間が対象）
18	育児を行う職員の時間外勤務の制限	所属長 へ請求 書を提出	○	○	小学校就学前の子を養育する職員の超過勤務を月24時間、年間150時間以内に制限する制度（子が小学校就学の始期に達するまでの間）
19	育児を行う職員の深夜勤務の制限	所属長 へ請求 書を提出	○	○	小学校就学前の子を養育する職員の深夜（午後10時～午前5時）の勤務を制限する制度（子が小学校就学の始期に達するまでの間）
20	出生サポート休暇	特別 休暇	○	○	不妊治療に係る通院等のために取得できる休暇（年5日（体外受精・顕微授精の場合は、年10日）以内、分単位で取得可能）

子育て支援相談窓口

R5. 6. 1現在

部局	所属	連絡先	
		電話番号	メールアドレス
総務部	総務課	22-115	somu.somu10@pref.hokkaido.lg.jp
総合政策部	総務課	23-103、23-121、 23-122	sogo.kiso1@pref.hokkaido.lg.jp
環境生活部	総務課	24-113	kansei.kanso1@pref.hokkaido.lg.jp
保健福祉部	総務課	25-104、25-113	hofuku.somu2@pref.hokkaido.lg.jp
経済部	総務課	26-113	keizai.info@pref.hokkaido.lg.jp
農政部	農政課	27-106	hirata.hiroki@pref.hokkaido.lg.jp
水産林務部	総務課	28-115	sawamura.kenta@pref.hokkaido.lg.jp
建設部	総務課	29-128	sasaki.toshihiko@pref.hokkaido.lg.jp
出納局	総務課	32-223	suitokvoku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
空知総合振興局	総務課	6-450-2111	sorachi.somu10@pref.hokkaido.lg.jp
石狩振興局	総務課	34-111	ishikari.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
後志総合振興局	総務課	6-350-2111	shiribeshi.somu10@pref.hokkaido.lg.jp
胆振総合振興局	総務課	0143-83-5370(直通)	iburi.soumu20@pref.hokkaido.lg.jp
日高振興局	総務課	6-610-2111	hidaka.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
渡島総合振興局	総務課	6-250-2111	oshima.somu10@pref.hokkaido.lg.jp
檜山振興局	総務課	6-310-2100	hiyama.soumu23@pref.hokkaido.lg.jp
上川総合振興局	総務課	6-550-2112	kamikawa.somu20@pref.hokkaido.lg.jp
留萌振興局	総務課	6-410-2111	rumoi.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
宗谷総合振興局	総務課	6-510-2111	soya.somu10@pref.hokkaido.lg.jp
オホーツク総合振興局	総務課	6-650-2111	okhotsk.somu@pref.hokkaido.lg.jp
十勝総合振興局	総務課	6-850-2111	tokachi.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
釧路総合振興局	総務課	6-710-2112	kushiro.somu20@pref.hokkaido.lg.jp
根室振興局	総務課	6-810-2111	nemuro.somu20@pref.hokkaido.lg.jp
労働委員会事務局	総務審査課	32-521	douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp
議会事務局	総務課	33-221	gikai.somu10@pref.hokkaido.lg.jp
選挙管理委員会事務局		23-522	senkan1@pref.hokkaido.lg.jp
監査委員事務局	総括監査課	32-312	kansa.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
人事委員会事務局	総務審査課	32-421	jijin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
連合海区漁業調整委員会事務局		28-381	kaiku.rengo@pref.hokkaido.lg.jp
北海道内水面漁場管理委員会事務局		28-357	naisuimen@pref.hokkaido.lg.jp
企業局	総務課	32-721	kigvokyoku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp
道立病院局	病院経営課	25-873	hohuku.byokan@pref.hokkaido.lg.jp

【問い合わせ先】

総務部人事局人事課服務制度係

TEL：011-204-5027